



平成25年10月22日

各 位

会 社 名 ウェルシアホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高田 隆右  
(コード番号 3141 東証第1部)  
問合せ先 執行役員グループ総務本部長  
兼 IR・広報部長 中村 壽一  
(TEL. 03-5207-5878)

### 役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション（新株予約権） の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することおよび取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を導入することを、平成25年11月26日開催予定の当社第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 目的

当社は、役員に対する報酬制度に関して、役員退職慰労金制度を廃止し、当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を新たに導入するものであります。

##### 2. 内容

###### (1) 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、平成25年11月26日開催予定の第5回定時株主総会終結の時をもって廃止し、取締役および監査役に対して、当該定時株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については各役員の退任時に支払うこととする旨の議案を、当該定時株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

###### (2) 株式報酬型ストックオプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と取締役の報酬との連動性を高めるため、取締役（社外取締役及び監査役は除く）に対する株式報酬型ストックオプションを導入する旨の議案を、平成25年11月26日開催予定の第5回定時株主総会に付議いたします。

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は下記のとおりといたします。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、役員退職慰労金制度を廃止し、確定

金額報酬といたします。

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式20,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

200個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社および当社グループの取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案による取締役（社外取締役を除きます。）に対するストックオプションとしての新株予約権の割当に併せて、当社および当社グループの取締役に対しても、上記内容と同様のストックオプションを割当する予定であります。なお、ストックオプションの割当内容等の詳細につきましては、後日決定次第お知らせいたします。

以上